

みんなが主役！ 協働のまちづくり

はじめてみよう



～新たな協働のまちづくり指針を策定しました～

本市では、市民と市が互いに良きパートナーとなり、快適で住みよいまちづくりを目指して、平成19年2月に「結城市協働のまちづくり指針」を策定し、市民の力を生かしたさまざまな取り組みを通じて、市民と協働のまちづくりをすすめてきました。今般、当初の策定から年数が経過し、社会情勢や市民ニーズなどが変化していることから、指針内容の見直しを行い、平成28年3月に新たな「協働のまちづくり指針」を策定しました。

協働ってなに？

協働とは、市民、企業および行政をはじめとしたさまざまな主体が、それぞれの特性や強みを生かして、お互いを尊重しながら対等なパートナーとなり、地域における課題を自主的に解決するため、協力して取り組むことをいいます。ここで示す「市民」については、個人としての市民のほか、自治会や町内会のほか、市民団体やボランティア団体など、多様な主体が含まれています。

なぜ協働が必要なの？

少子高齢化や、複雑化・多様化した市民ニーズなどにより、行政だけ、または市民だけでは、課題の解決が困難になっていきます。市民が安心して豊かに暮らせるまちにするためには、あらゆる主体が、お互いの良いところを持ち寄って、協力して地域の課題解決に取り組むことが必要になります。

協働のルールについて

協働により事業を円滑にするためには、次に掲げた7つのルール(原則)を尊重して取り組む必要があります。

- ① 目的共有の原則
- ② 相互理解の原則
- ③ 対等の原則
- ④ 役割分担の原則
- ⑤ 自主・自立の原則
- ⑥ 検証・評価の原則
- ⑦ 情報公開・共有の原則



市民と行政の協働の領域イメージ

市民主体	市民主導	双方同等	行政主導	行政主体
A 市民が自主的に行う事業など	B 市民主体のもと行政の協力により行う事業など	C 市民と行政それぞれの主体性による事業など	D 行政主体のもと市民の協力を得て行う事業など	E 行政の責任により行う事業など

この部分が「協働の領域」になります

協働の効果について

協働の手法で事業を行うことにより、それぞれの主体にとって、次のような効果が生まれます。

- 【市民への効果】質の高い公共サービスを受けることができます。自らの知識や経験をまちづくりに生かすことができます。
- 【市民活動団体への効果】ほかの主体との交流が図られ、活動の幅が広がります。
- 【企業への効果】社会貢献活動などは、社会的理解や信用を高めます。
- 【行政への効果】市民ニーズに合ったきめ細やかなサービスの提供ができます。

今後の取り組みについて

本市では、協働をさらに推進するため、新たな指針に基づき、協働に関する情報や市民参画機会の提供、活動の支援に努め、誰もが住みよいまちづくりの実現に向けて取り組みます。

第2次男女共同参画後期基本計画を策定！

結城市で認めあい、支えあい、自分らしく



本市では、男女共同参画社会の実現に向け平成23年度～32年度までの計画期間とする「第2次男女共同参画基本計画」を策定し、各分野における目標を達成するため総合的かつ計画的に推進してきました。

昨年度、計画の前期が終了となり、社会情勢や市民のニーズの変化などの現状を踏まえて計画内容の見直しを行い、新たに女性の活躍推進への対応や防災分野への参画拡大などを加え、平成28年度から5年間の計画期間とする「第2次男女共同参画後期基本計画」を策定しました。

後期基本計画では、「人権の尊重と男女平等の実現」とともに認めあい、支えあい、自分らしく輝ける社会をめざして」を基本理念に掲げ、4つの基本目標を定めています。また、計画の進捗状況や達成度を的確に把握し評価できるよう、目標値を設定しました。

男女がともに責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を目指し、計画を実行していきます。

人権の尊重と男女平等の実現

～ともに認めあい、支えあい、自分らしく輝ける社会をめざして～

基本目標1 ともに育む意識づくり

(1) 男女共同参画に向けた意識づくりの推進

- ① 男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発活動の推進
- ② 男女共同参画を推進する体制の整備

(2) 男女平等を推進する教育・学習の充実

- ① 家庭・地域社会における男女平等教育・学習の推進
- ② 学校および幼稚園・保育所における男女平等教育の推進

基本目標2 ともに働く環境づくり

(1) 働く場における男女共同参画

- ① 働く場における男女共同参画の推進
- ② 女性が能力を発揮できる就業の支援

(2) 仕事と生活の調和の推進

- ① 仕事と家事・育児・介護などの両立支援
- ② 多様なライフスタイルに対応した社会的支援



基本目標3 ともに自立し参画する社会づくり

(1) 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

- ① 審議会などへの女性参画の推進
- ② 行政における男女共同参画の推進

(2) 地域における男女共同参画の推進

- ① 地域活動における男女共同参画の推進
- ② 農業・商工自営業などの男女共同参画の推進
- ③ 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進



基本目標4 ともに尊重し合えるところとからだづくり

(1) 生涯を通じた男女の健康づくりの推進

- ① 男女の特性に応じた健康支援
- ② 妊娠・出産の支援

(2) あらゆる暴力の根絶

- ① 暴力などの発生を防ぐ環境の整備
- ② 被害者に対する支援体制の充実

◆本計画では、身近な事柄を引用した課題解決の提案「みなさんをはじめてみませんか？」の欄を設けています。ぜひ、ご活用ください。

◆計画や提案の内容は、計画ダイジェスト版または、市民活動支援センターホームページをご覧ください。

市民活動支援センター ☎54-7008

休館日：月曜日(月曜日が祝日のときは、火曜日)